

令和3年第3回那珂川町議会定例会

議 事 日 程 (第3号)

令和3年6月4日(金曜日) 午前10時開議

- | | | |
|--------|--------|--|
| 日程第 1 | 報告第 1号 | 令和2年度那珂川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
(町長提出) |
| 日程第 2 | 報告第 2号 | 令和2年度那珂川町水道事業会計繰越計算書の報告について
(町長提出) |
| 日程第 3 | 報告第 3号 | 株式会社まほろばおがわ経営状況の報告について (町長提出) |
| 日程第 4 | 承認第 1号 | 那珂川町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について
(町長提出) |
| 日程第 5 | 承認第 2号 | 那珂川町過疎地域自立促進特別措置法第31条に規定される固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
(町長提出) |
| 日程第 6 | 承認第 3号 | 那珂川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
(町長提出) |
| 日程第 7 | 承認第 4号 | 那珂川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
(町長提出) |
| 日程第 8 | 承認第 5号 | 那珂川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
(町長提出) |
| 日程第 9 | 承認第 6号 | 那珂川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
(町長提出) |
| 日程第 10 | 議案第 1号 | 人権擁護委員の推薦意見について (町長提出) |

- 日程第 1 1 議案第 2 号 那珂川町農業委員会委員の任命同意について (町長提出)
- 日程第 1 2 議案第 3 号 那珂川町農業委員会委員の任命同意について (町長提出)
- 日程第 1 3 議案第 4 号 那珂川町農業委員会委員の任命同意について (町長提出)
- 日程第 1 4 議案第 5 号 那珂川町農業委員会委員の任命同意について (町長提出)
- 日程第 1 5 議案第 6 号 那珂川町農業委員会委員の任命同意について (町長提出)
- 日程第 1 6 議案第 7 号 那珂川町農業委員会委員の任命同意について (町長提出)
- 日程第 1 7 議案第 8 号 那珂川町農業委員会委員の任命同意について (町長提出)
- 日程第 1 8 議案第 9 号 那珂川町農業委員会委員の任命同意について (町長提出)
- 日程第 1 9 議案第 1 0 号 那珂川町農業委員会委員の任命同意について (町長提出)
- 日程第 2 0 議案第 1 1 号 那珂川町農業委員会委員の任命同意について (町長提出)
- 日程第 2 1 議案第 1 2 号 那珂川町農業委員会委員の任命同意について (町長提出)
- 日程第 2 2 議案第 1 3 号 那珂川町農業委員会委員の任命同意について (町長提出)
- 日程第 2 3 議案第 1 4 号 那珂川町農業委員会委員の任命同意について (町長提出)
- 日程第 2 4 議案第 1 5 号 那珂川町農業委員会委員の任命同意について (町長提出)
- 日程第 2 5 議案第 1 6 号 那珂川町農業委員会委員の任命同意について (町長提出)
- 日程第 2 6 議案第 1 7 号 那珂川町農業委員会委員の任命同意について (町長提出)
- 日程第 2 7 議案第 1 8 号 那珂川町農業委員会委員の任命同意について (町長提出)
- 日程第 2 8 議案第 1 9 号 那珂川町農業委員会委員の任命同意について (町長提出)
- 日程第 2 9 議案第 2 0 号 那珂川町農業委員会委員の任命同意について (町長提出)
- 日程第 3 0 議案第 2 1 号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第 3 1 議案第 2 2 号 那珂川町農村活性化施設条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第 3 2 議案第 2 3 号 那珂川町地域集会施設条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第 3 3 議案第 2 4 号 那珂川町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
(町長提出)
- 日程第 3 4 議案第 2 5 号 令和 3 年度那珂川町一般会計補正予算 (第 1 号) の議決について
(町長提出)
- 日程第 3 5 議案第 2 6 号 那珂川町馬頭総合福祉センター改修工事請負契約の締結について
(町長提出)
- 日程第 3 6 議案第 2 7 号 馬頭中学校校舎改修工事 (A 棟) 第 II 期請負契約の締結について
(町長提出)

日程第 37 議案第 28 号 小川中学校校舎改修工事（特別教室棟）請負契約の締結について
(町長提出)

日程第 38 議案第 29 号 那珂川町民プール新築工事請負契約の締結について
(町長提出)

日程第 39 発委第 1 号 那珂川町議会会議規則の一部改正について
(議会運営委員長提出)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1 番	福 田 浩 二 君	2 番	大 金 清 君
3 番	川 俣 義 雅 君	4 番	益 子 純 恵 君
5 番	小 川 正 典 君	7 番	益 子 明 美 君
8 番	大 金 市 美 君	9 番	川 上 要 一 君
10 番	阿久津 武 之 君	11 番	小 川 洋 一 君
12 番	鈴 木 繁 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	福 島 泰 夫 君	副 町 長	内 田 浩 二 君
教 育 長	吉 成 伸 也 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	高 林 伸 栄 君
総 務 課 長	岩 村 房 行 君	企 画 財 政 課 長	益 子 雅 浩 君
税 務 課 長	大 武 勝 君	住 民 課 長	加 藤 啓 子 君
生 活 環 境 課 長	高 瀬 敏 之 君	健 康 福 祉 課 長	薄 井 和 夫 君
子 育 て 支 援 課 長	板 橋 文 子 君	建 設 課 長	佐 藤 裕 之 君
産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	薄 井 亮 君	上 下 水 道 課 長	益 子 泰 浩 君
学 校 教 育 課 長	藤 浪 京 子 君	生 涯 学 習 課 長	小 松 重 隆 君

職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局長 笠井真一

書記 佐藤 武

総務課長補佐 橋本秀一

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（鈴木 繁君） ただいまの出席議員は11名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（鈴木 繁君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ご覧願います。
-

◎報告第1号の上程、報告

- 議長（鈴木 繁君） 日程第1、報告第1号 令和2年度那珂川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

- 町長（福島泰夫君） 皆さん、改めましておはようございます。

昨日、一昨日と2日間、一般質問で5名の議員さんに貴重なご提言等頂戴いたしました。本当にありがとうございます。これからの町政運営にしっかりと反映させてまいりたいと思います。

ただいま上程されました報告第1号 令和2年度那珂川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明を申し上げます。

令和2年度繰越明許費につきましては、令和2年第7回定例会及び令和3年第2回定例会において繰越明許費として議決いただいたもので、国の補正予算措置による事業の前倒しやコロナ禍の影響により完了できなかった事業について地方自治法施行令第146条第2項の規

定に基づき繰越明許費繰越計算書を議会に報告するものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いたします。

○議長（鈴木 繁君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） 補足説明申し上げます。

令和2年度那珂川町一般会計繰越明許費繰越計算書をご覧ください。

その内容であります、3款民生費、1項社会福祉費、馬頭総合福祉センター改修事業は、施設の屋根や空調などを改修する経費として2億5,444万円を繰り越したもので、その財源は、国庫支出金が2億2,950万円、一般財源が2,494万4,000円となりました。

5款農林水産業費、1項農業費のうち、スマート農業推進事業は、農業用ドローンや自動操舵補助システムなどの購入に係る補助金として762万3,000円を繰り越したもので、その財源は、国庫支出金が560万円、一般財源が202万3,000円となりました。

農業用ため池機能保全計画策定事業は、農業用ため池長寿命化計画作成に係る経費として3,300万円を繰り越したもので、その財源は、県支出金が2,950万円、一般財源が350万円となりました。

6款商工費、1項商工費のうち、栃木県営業時間短縮協力金事業は、栃木県が実施する営業時間短縮協力金に係る町負担分として828万円を繰り越したもので、その財源は、国庫支出金が100万円、一般財源が728万円となりました。

那珂川町プレミアム商品券発行事業は、プレミアム商品券発行事業に係る経費として4,000万円を繰り越したもので、その財源は、国庫支出金が3,000万円、一般財源が1,000万円となりました。

那珂川町観光宿泊クーポン券発行事業は、観光宿泊クーポン券発行事業に係る経費として1,263万円を繰り越したもので、その財源は、国庫支出金が674万2,000円、一般財源が588万8,000円となりました。

7款土木費、1項土木管理費、住宅・建築物耐震改修等事業は、住宅建築物耐震建て替えに係る経費として180万円を繰り越したもので、その財源は、国庫支出金が135万円、一般財源が45万円となりました。

2項道路橋りょう費のうち、地方道路交付金事業は、町道76号線及び上郷須賀川線の道路改良に係る経費として6,588万2,000円を繰り越したもので、その財源は、国庫支出金が2,907万7,000円、地方債が3,400万円、一般財源が280万5,000円となりました。

町道改良舗装事業は、町道一渡戸大鳥線の道路改良に係る経費として3,064万円を繰り越

したもので、その財源は、地方債が3,000万円、一般財源が64万円となりました。

9款教育費、2項小学校費のうち、馬頭小学校学校保健特別対策事業は、感染症対策用品の購入に係る経費として120万円を繰り越したもので、その財源は、国庫支出金が60万円、一般財源が60万円となりました。

同じく馬頭東小学校学校保健特別対策事業及び小川小学校学校保健特別対策事業は、それぞれ感染症対策用品の購入に係る経費として80万円を繰り越したもので、その財源は、国庫支出金が40万円、一般財源が40万円となりました。

G I G Aスクール構想の整備は、A Cアダプターの購入に係る経費として380万円を繰り越したもので、その財源は、国庫支出金が250万円、一般財源が130万円となりました。

3項中学校費のうち、馬頭中学校学校保健特別対策事業及び小川中学校学校保健特別対策事業は、感染症対策用品の購入に係る経費として、それぞれ80万円を繰り越したもので、その財源は、国庫支出金が40万円、一般財源が40万円となりました。

G I G Aスクール構想の整備は、A Cアダプターの購入に係る経費として220万円を繰り越したもので、その財源は、国庫支出金が150万円、一般財源が70万円となりました。

馬頭中学校施設整備事業は、校舎の改修工事に係る経費として1億360万4,000円を繰り越したもので、その財源は、国庫支出金が3,535万円、地方債が6,000万円、一般財源が825万4,000円となりました。

小川中学校施設整備事業は、校舎の改修工事に係る経費として1億2,400万円を繰り越したもので、その財源は、国庫支出金が3,624万8,000円、地方債が7,000万円、一般財源が1,775万2,000円となりました。

4項社会教育費、美術館空調設備整備事業は、空調熱源設備更新事業に係る経費として4,420万円を繰り越したもので、その財源は、国庫支出金が3,000万円、一般財源が1,420万円となりました。

5項保健体育費、体育施設整備事業は、町民プール解体工事に係る経費として2,341万5,000円を繰り越したもので、その財源は、地方債が1,800万円、一般財源が541万5,000円となりました。

以上で繰越計算書の報告を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 報告が終わりました。

以上で報告第1号を終わります。

◎報告第2号の上程、報告

○議長（鈴木 繁君） 日程第2、報告第2号 令和2年度那珂川町水道事業会計繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました報告第2号 令和2年度那珂川町水道事業会計繰越計算書の報告について説明を申し上げます。

令和2年度に完了できなかった事業について地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、令和3年度へ繰越しを行いましたので、同条第3項の規定に基づき、繰越計算書を議会に報告するものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木 繁君） 上下水道課長。

○上下水道課長（益子泰浩君） 補足説明を申し上げます。

令和2年度那珂川町水道事業会計繰越計算書をご覧ください。

その内容であります。南部浄水場自家発電機設置に係る経費として3,003万円を繰り越したもので、その財源は、企業債が2,800万円、損益勘定留保資金が203万円となりました。

以上で繰越計算書の報告を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 報告が終わりました。

以上で報告第2号を終わります。

◎報告第3号の上程、報告、質疑

○議長（鈴木 繁君） 日程第3、報告第3号 株式会社まほろばおがわ経営状況の報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました報告第3号 株式会社まほろばおがわ経営状況の報告について説明を申し上げます。

株式会社まほろばおがわの経営状況につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、議会に報告するものです。

令和2年度第20期株式会社まほろばおがわの経営状況の概要は、新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業や時間短縮営業等の影響により、入館者数は前期より約2万4,000人減の7万5,000人で、売上高及び営業外収益の合計は5,511万6,000円となり、売上原価、販売費及び一般管理費、法人税等を差し引いた収支は利益を生むことができず、当期純損失は1,499万6,000円となりました。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響があるところですが、お客様に安心してご利用いただけるよう感染防止対策を図るとともに、引き続き前期に実施してまいりました経営改善をさらに進め、何度も施設に足を運んでいただけるよう会社とも連携を図りながら引き続き支援してまいりたいと考えております。

なお、経営状況の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） それでは、別紙資料に基づき、概要を説明いたします。

株式会社まほろばおがわは、温泉施設及び宿泊施設、飲食店、食料品店、物産品店等の経営、不動産の管理業務等を行っております。

会社の経営状況について、第20期定時株主総会決算報告並びに事業計画書をご覧ください。まず、5ページをお開きください。

5ページ、貸借対照表の内訳ですが、資産の部、現金・預金、売掛金等の流動資産金額は1,088万5,671円、機械等の固定資産の金額は718万3,039円で、資産の合計金額は1,806万8,710円です。

負債の部、買掛金等の流動負債合計額は552万8,977円です。

次に、純資産の部、資本金は3,000万円、利益剰余金はマイナス1,746万267円で、うち繰越利益剰余金については8ページをご覧ください。

8ページ、株主資本等変動計算書ですが、当期首残高繰越利益剰余金はマイナス5,246万

3,650円から、さらに当期純損失1,499万6,617円を差し引いたマイナス6,746万267円を当期末繰越利益剰余金として計上しています。

5ページに戻ります。

負債の部、純資産の部の合計は1,806万8,710円です。

続きまして、6ページに入ります。

6ページ、損益計算書の内訳ですが、売上高は4,997万2,458円で、うち入場料は2,574万8,950円です。これから売上原価833万2,190円、販売費及び一般管理費6,157万1,921円を差し引くと1,993万1,653円の営業損失となり、営業外収益514万4,536円を加えると1,478万7,117円の経常損失で、法人税等を差し引きまして1,499万6,617円の当期純損失となりました。

続きまして、7ページに入ります。

7ページ、販売費及び一般管理費の内訳ですが、人件費3,089万687円、経費3,068万1,234円で、合計6,157万1,921円です。

次に8ページは、先ほど申し上げましたが、株主資本等変動計算書の内訳です。

次に9、10ページでございますが、個別注記表でありまして、次の11ページは、役員、監査結果について記しております。

12ページからは、令和3年度第21期事業計画及び収支計画書でありますので、ご覧をいただきたいと思っております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、川俣義雅議員。

○3番（川俣義雅君） 3月議会でまほろばおがわに対して指定管理料1,600万円というのを決めました。そのことがどこに書かれているのか、来年度の事業計画の中にあると思うんですが、どこなのか教えていただきたいと思っております。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） 本年度予算化をさせていただきました指定管理料でございますが、15ページでございます。15ページの表の2つ目です。営業外収益というところで、指定管理料1,600万円ということで計上してございます。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

以上で報告第3号を終わります。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁君） 日程第4、承認第1号 那珂川町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました承認第1号 那珂川町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について提案理由の説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等が、令和3年3月31日に公布され、原則として令和3年4月1日に施行されました。これに伴いまして、那珂川町税条例等についても所要の改正を行うため、令和3年3月31日付で、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会にご報告申し上げ、承認を求めます。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木 繁君） 税務課長。

○税務課長（大武 勝君） 補足説明を申し上げます。

お手元の議案書に添付してあります参考資料1、那珂川町税条例等の一部を改正する条例の改正概要により説明いたしますので、ご覧ください。

1の改正理由であります。令和3年度の税制改正においては、評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び税負担軽減措置等の整理合理化等を行うもので、地方税法等の一部を改正する法律等につきましては、令和3年3月31日にそれぞれ公布され、原則として4月1日か

ら施行されました。これに伴い、那珂川町税条例等の一部について所要の改正を行うものがあります。

2の改正する条例名は、那珂川町税条例（平成17年那珂川町条例第56号）及び那珂川町税条例等の一部を改正する条例（令和2年那珂川町条例第15号）であります。

次に3の改正内容であります。今回の改正は、第1条及び第2条による改正の2条立てとなります。

最初に、第1条の平成17年那珂川町条例第56号の那珂川町税条例の改正について説明いたします。

第36条の3の2第4項は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書で、地方税法第317条の3の2第4項の改正に伴い、給与所得者の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止を整備するものです。

次に、第36条の3の3第4項は、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書で、法第317条の3の3第4項の改正に伴い、公的年金等受給者についても、扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止を整備するものです。

第53条の8第1項は、特別徴収額についてで、法第328条の6第1項の改正により、退職所得申告書の定義に係る規定の整備をするものです。

次に、第53条の9第3項、第4項は、退職所得申告書についてで、法第328条の7第3項、第4項の改正に伴い、退職所得申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止をするものです。

次に、第81条の4は、環境性能割の税率についてで、法第451条第1項、第2項の改正により、令和12年度燃費基準の下での税率適用区分の見直しに伴う規定の整備を行うものです。

次に、附則第10条の2は、わがまち特例についてで、法附則第15条、同第64条の改正により、項ずれが生じたため規定の整備を行うものです。このわがまち特例の改正につきましては、参考資料2において説明いたします。

2ページをご覧ください。

附則第10条の4第2項は、平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等で、法附則第16条の2が改正され、特例の適用期間が延長されたことによる改正です。

次に、附則第11条は、土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義においては、法附則第17条の改正により、令和2年度ま

での適用期間を令和5年度まで延長するものです。

次に、附則第11条の2は、土地の価格の特例についてで、法附則第17条の2の改正により、適用年度を改正するものです。

附則第12条は、宅地等に対して課する固定資産税の特例についてで、法附則第18条の改正により、適用年度期間を改正するものです。

次に、附則第13条は、法附則第19条の改正により、農地に係る固定資産税の特例の適用年度期間等を改正するものです。

次に、附則第15条は、法附則第31条の2の2の改正により、特別土地保有税の適用年度期間を改正するものです。

次に、附則第15条の2は、軽自動車の環境性能割の非課税についてで、法附則第29条の8の2の改正により、臨時的軽減措置として1%軽減するものとし、非課税となるものについて、適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までとするものです。

次に、附則第15条の2の2は、軽自動車の環境性能割の賦課徴収の特例についてで、法附則第29条の9第3項の改正により、令和12年度燃費基準の下での税率適用区分の見直しに伴う規定の整備を行うものです。

次に、附則第16条は、軽自動車税の種別割の税率の特例についてで、法附則第30条の改正により、グリーン化特例について、令和12年度燃費基準に応じて適用区分の見直しと貨物車の新たな取得に対して、燃費基準による軽減を行わないなど対象車の重点化を図り、期間を2年延長するものと、表においては項ずれによる改正をするものです。

附則第16条の2は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例についてで、法附則第30条の2第1項の改正により、項ずれによる規定の整備をするものです。

附則第22条第2項は、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等についてで、法附則第56条の改正により、令和3年度までの適用年度期間を令和8年度までと延長するものです。

附則第26条第2項は、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例についてで、法附則第61条第4項の改正により、住宅借入金等の特別税額控除の拡充及び適用期間の延長を整備するものであります。

以上で1条の補足説明を終わります。

次に、2条の説明をいたします。

第2条は、那珂川町税条例等の一部を改正する条例、令和2年那珂川町条例第15号の改正

となります。

令和2年改正法第2条の規定の整備により、第48条第10項、第16項、第50条第4項、第52条第3項、附則第4条において項ずれが生じたため、改正の規定を整備するものです。

以上で第2条の説明を終わります。

続いて、わがまち特例による固定資産税の特例措置についてご説明いたします。

参考資料2の2ページをご覧ください。

今回の改正につきましては、法附則第15条第2項第1号等の改正により、町条例附則第10条の2第1項から7ページの第26項において特例措置対象資産の適用期間の延長及び法附則の改正による項ずれ、また新たに特例対象資産として追加された条項を整備しております。

7ページの第24項をご覧ください。

今回専決事項においては7ページの第24項が追加となっております。

内容でございますが、特定都市河川浸水被害対策法及び下水道法第25条の14に規定する認定業者が設置した雨水貯留浸透施設を特例対象資産とするもので、軽減率を国が参酌とする3分の1を当町においても3分の1とするものであります。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（鈴木 繁君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

承認第1号 那珂川町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁君） 日程第5、承認第2号 那珂川町過疎地域自立促進特別措置法第31条に規定される固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました承認第2号 那珂川町過疎地域自立促進特別措置法第31条に規定される固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について提案理由の説明を申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法が一部の条項を残し令和3年3月31日をもって失効となり、新たに、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日施行となったことに伴い、那珂川町過疎地域自立促進特別措置法第31条に規定される固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について所要の改正をし、令和3年3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、議会にご報告申し上げ、承認を求めるものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木 繁君） 税務課長。

○税務課長（大武 勝君） 補足説明を申し上げます。

お手元の承認2号に添付してあります参考資料1、那珂川町過疎地域自立促進特別措置法第31条に規定される固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の改正概要により説明いたしますので、ご覧ください。

1の改正理由でございますが、過疎地域自立促進特別措置法は、令和3年3月31日に失効となりましたが、同法31条のみを令和3年4月1日施行された過疎地域の持続的発展の支援

に関する特別措置法附則第4条第3項において旧過疎地域自立促進特別措置法第31条として令和3年3月31日失効後も最長3か年度分の効力を有するものとされたことにより、那珂川町過疎地域自立促進特別措置法第31条に規定される固定資産税の課税免除に関する条例について所要の改正をし、令和3年3月31日に専決処分したものであります。

2は改正する条例名です。

3の改正内容でございますが、参考資料2、新旧対照表をご覧ください。

まず、題名でございますが、「那珂川町過疎地域自立促進特別措置法第31条に規定される固定資産税の課税免除に関する条例」を「那珂川町旧過疎地域自立促進特別措置法第31条に規定される固定資産税の課税免除に関する条例」と改めるものです。

次に、第1条及び第2条は「過疎自立促進特別措置法」を「旧過疎自立促進特別措置法」に改めるものです。

裏面2ページ、附則第2項は「過疎地域自立促進特別措置法第31条に規定される固定資産税の課税免除に関する条例」を「旧過疎地域自立促進特別措置法第31条に規定される固定資産税の課税免除に関する条例」と改めるものです。

資料が前後いたしますが、議案2枚目の専決処分書をご覧くださいと思います。

下段5行目、附則をご覧くださいと思います。

施行期日は令和3年4月1日とし、また、この条例は最長3か年度延長されることから令和6年3月31日をこの条例の失効日としたものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

承認第2号 那珂川町過疎地域自立促進特別措置法第31条に規定される固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第3号～承認第6号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁君） 日程第6、承認第3号 那珂川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、日程第7、承認第4号 那珂川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、日程第8、承認第5号 那珂川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、日程第9、承認第6号 那珂川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、以上4議案は関連がありますので、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました承認第3号 那珂川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、承認第4号 那珂川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、承認第5号 那珂川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の

専決処分の承認について並びに承認第6号 那珂川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」省令の一部が改正されたことに伴い、関係各条例において所要の改正を行ったものです。

改正の内容としては、基本的に厚生労働省令による基準の改正どおりの条例改正となっています。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木 繁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫君） 補足説明いたします。

添付してあります参考資料によりご説明いたします。

承認第3号から第6号共通参考資料、こちらをご覧ください。

今回改正した4つの条例に共通する改正として、事業所における感染症対策の強化、業務継続に向けた取組の強化、セクハラ、パワハラなどのハラスメント対策の強化、各種の会議でのテレビ電話などICTの活用、利用者への説明・同意や記録の保存において電磁的な対応を認めること、運営規程等の掲示に係る見直し、高齢者への虐待防止の推進、認知症介護の基礎的な研修の受講などとなっています。

以下の説明では、これらの共通する改正については省略し、そのほかの主な改正点についての説明とさせていただきます。

次に、承認第3号参考資料をご覧ください。

那珂川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正ですが、表の右側にあります備考欄と併せてご覧ください。

番号の1番から5番までは、目次と総則の改正です。

6番から2ページの24番までは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の改正ですが、文言の整理のほか共通する改正となっております。

25番から3ページの39番までは、夜間対応型訪問介護の改正ですが、オペレーターや訪問介護員が兼業できる業務や施設の変更と追加などが主な改正内容です。

40番から4ページの51番までは、地域密着型通所介護の改正、52番から54番までは、指定療養通所介護の改正ですが、いずれも共通する改正となっております。

55番から63番までは、共用型指定認知症対応型通所介護の改正ですが、用語の詳細な定義と他の事業所に兼務できる場合が追加されています。

64番から70番までの小規模多機能型居宅介護の改正では、従業員が兼業できる場合と過疎地域などにおける特例が追加されています。

71番から5ページの83番までは認知症対応型共同生活介護の改正ですが、事業所ごとの従業員数の特例、共同生活住居の管理者の兼務、共同生活住居の数の変更などが主な改正です。

84番から88番までの地域密着型特定施設入居者生活介護の改正は、共通する改正だけと なっております。

89番から6ページの109番までの地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の改正では、管理栄養士の追加、入所者の状態に応じた栄養管理、口腔衛生管理の計画的な実施などが追加されています。

110番から7ページの116番までのユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の改正では、110番の1つのユニットの入居定員の規定などが追加されています。

117番以降は、共通する改正などとなっています。

次に、承認第4号参考資料をご覧ください。

那珂川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正ですが、表の右側の備考欄と併せてご覧ください。

番号の1番から3番までは、目次と総則の改正です。

4番から2ページの27番までは、介護予防認知症対応型通所介護の改正ですが、6番の管理者の兼業に関する規定、2ページ、25番の同一建物内の居住者へのサービス提供の努力義務などが主なものです。

28番から3ページの36番までの介護予防小規模多機能型居宅介護では、28番の兼業可能な施設の追加、34番の過疎地域における特例が主な改正です。

37番から49番までは、介護予防認知症対応型共同生活介護の改正ですが、37番の事業所ごとの従業員数の特例、39番の計画作成担当者となれる者の追加、41番の共同生活住居の管理者が兼務できる場合、42番の共同生活住居の数の変更などが主な改正です。

承認第5号参考資料をご覧ください。

那珂川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護

予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正ですが、3番では、必要な情報を活用して、適切かつ有効に指定介護予防支援を行うように努める規定が追加となっており、それ以外は共通する改正であります。

最後に、承認第6号参考資料をご覧ください。

那珂川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正ですが、3番では、必要な情報を活用して、適切かつ有効に指定居宅介護支援を行うように努める規定が追加となっており、4番では、居宅サービス計画の利用者への説明について、6番では、居宅サービス計画の町への届出に関する規定が追加されています。それ以外は共通する改正であります。

また、各条例の附則は、施行期日と経過措置を規定するものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

承認第3号 那珂川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、承認第3号は原案のとおり承認することに決定しました。

承認第4号 那珂川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並び

に指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、承認第4号は原案のとおり承認することに決定しました。

承認第5号 那珂川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、承認第5号は原案のとおり承認することに決定しました。

承認第6号 那珂川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、承認第6号は原案のとおり承認することに決定しました。

ここで、休憩いたします。

再開は11時15分といたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時15分

○議長（鈴木 繁君） 再開します。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁君） 日程第10、議案第1号 人権擁護委員の推薦意見についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第1号 人権擁護委員の推薦意見について提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員の推薦に当たっては、人権擁護委員法第6条第3項において「町長は、市町村議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない」と定められています。

現在、人権擁護委員としてご活躍いただいております石川周一氏は、本年9月30日をもって現在の任期が満了となります。石川周一氏は、平成24年10月1日から3期9年間、人権擁護活動にご尽力いただいているところであり、その職責を果たしてこられました。改めて感謝と敬意を表する次第であります。

このたび、同氏の任期満了に伴い、慎重に人選を進めてまいりました結果、後任として佐藤明彦氏を人権擁護委員に推薦したいと存じます。

佐藤明彦氏は、教諭として長く義務教育に携わり、地域においても人望厚く、人格識見ともに申し分のない方であり、ここに推薦についてご提案いたすものであります。

今回、議会の意見をいただきました上は、同氏を法務省にご推薦申し上げ、法務大臣が委嘱をすることになります。

なお、参考までに、当町の人権擁護委員は、現在、薄井秀雄氏、山口雅夫氏、小祝邦之氏、縣千恵子氏、川上弘之氏、大金美江氏、石川周一氏の7名であります。石川周一氏の後任として佐藤明彦氏を推薦するものであります。

ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木 繁君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（鈴木 繁君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号 人権擁護委員の推薦意見については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号～議案第20号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁君） 日程第11、議案第2号 那珂川町農業委員会委員の任命同意についてから日程第29、議案第20号 那珂川町農業委員会委員の任命同意についてまでの19議案は関連がありますので、一括議案とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第2号から議案第20号までの那珂川町農業委員会委員の任命同意について提案理由の説明を申し上げます。

農業委員会の委員は、農業委員会等に関する法律第8条第1項及び那珂川町農業委員会の委員の選任に関する規則第8条第1項の規定により、議会の同意を得て、町長が任命すると定められております。

平成28年の農業委員会制度改正により、公選制から任命制へ変更になり、議員の皆様には任命同意をお願いするもので、任期は、令和3年7月1日から令和6年6月30日までの3年間です。

初めに、議案第2号 那珂川町農業委員会委員の任命同意についてですが、那珂川町馬頭1590番地の西宮一美氏を本町農業委員として任命したく、提案するものであります。

次に、議案第3号 那珂川町農業委員会委員の任命同意についてですが、那珂川町健武607番地の荒井 武氏を本町農業委員として任命したく、提案するものであります。

議案第4号 那珂川町農業委員会委員の任命同意についてですが、那珂川町和見796番地の小高辰也氏を本町農業委員として任命したく、提案するものであります。

議案第5号 那珂川町農業委員会委員の任命同意についてですが、那珂川町和見479番地2の星フミ子氏を本町農業委員として任命したく、提案するものであります。

議案第6号 那珂川町農業委員会委員の任命同意についてですが、那珂川町小口1656番地5の古内朝次氏を本町農業委員として任命したく、提案するものであります。

議案第7号 那珂川町農業委員会委員の任命同意についてですが、那珂川町北向田64番地の磯野元壽氏を本町農業委員として任命したく、提案するものであります。

議案第8号 那珂川町農業委員会委員の任命同意についてですが、那珂川町北向田263番地の磯野 均氏を本町農業委員として任命したく、提案するものであります。

議案第9号 那珂川町農業委員会委員の任命同意についてですが、那珂川町久那瀬1205番地の高野 寛氏を本町農業委員として任命したく、提案するものであります。

議案第10号 那珂川町農業委員会委員の任命同意についてですが、那珂川町盛泉25番地の大金正美氏を本町農業委員として任命したく、提案するものであります。

議案第11号 那珂川町農業委員会委員の任命同意についてですが、那珂川町大内2293番地の佐藤次男氏を本町農業委員として任命したく、提案するものであります。

議案第12号 那珂川町農業委員会委員の任命同意についてですが、那珂川町大山田上郷2221番地の益子波子氏を本町農業委員として任命したく、提案するものであります。

議案第13号 那珂川町農業委員会委員の任命同意についてですが、那珂川町小砂2650番地の笹沼享一氏を本町農業委員として任命したく、提案するものであります。

議案第14号 那珂川町農業委員会委員の任命同意についてですが、那珂川町小川3485番地の船見和哉氏を本町農業委員として任命したく、提案するものであります。

議案第15号 那珂川町農業委員会委員の任命同意についてですが、那珂川町小川3449番地の川上早春氏を本町農業委員として任命したく、提案するものであります。

議案第16号 那珂川町農業委員会委員の任命同意についてですが、那珂川町小川3039番地70の佐々木文子氏を本町農業委員として任命したく、提案するものであります。

議案第17号 那珂川町農業委員会委員の任命同意についてですが、那珂川町白久706番地の三尾谷武人氏を本町農業委員として任命したく、提案するものであります。

議案第18号 那珂川町農業委員会委員の任命同意についてですが、那珂川町片平254番地2の磯部正美氏を本町農業委員として任命したく、提案するものであります。

議案第19号 那珂川町農業委員会委員の任命同意についてですが、那珂川町片平614番地の小口一郎氏を本町農業委員として任命したく、提案するものであります。

議案第20号 那珂川町農業委員会委員の任命同意についてですが、那珂川町芳井3番地の穴山正一氏を本町農業委員として任命したく、提案するものであります。

また、農業委員会等に関する法律第8条第5項において、認定農業者が委員の過半数を占めなければならないと規定されていますが、認定農業者の数は7名で過半数に達していません。

よって、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1項の規定により、認定農業者の行う耕作または養畜の事業に従事し、その経営に参画する当該認定農業者の親族である議案第5号の星フミ子氏を加えること、かつ当町の認定農業者数は、令和3年4月1日現在131名であり、農業委員定数19名に8を乗じた152を下回っていますので、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1項第1号の規定に基づき、認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しないことについてもご了承くださるようお願いいたします。

なお、議案第16号の佐々木文子氏は、農業委員会等に関する法律第8条第6項の規定に基づく、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者として任命同意をお願いするものであります。

ご審議の上、同意賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木 繁君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（鈴木 繁君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（鈴木 繁君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第2号 那珂川町農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号 那珂川町農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号 那珂川町農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号 那珂川町農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号 那珂川町農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号 那珂川町農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号 那珂川町農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号 那珂川町農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号 那珂川町農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号 那珂川町農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号 那珂川町農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号 那珂川町農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号 那珂川町農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号 那珂川町農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号 那珂川町農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号 那珂川町農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号 那珂川町農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号 那珂川町農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号 那珂川町農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁君） 日程第30、議案第21号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正についてを議案とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第21号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免申請書の提出期限の特例について、令和3年度の取扱いを定めるため、那珂川町国民健康保険税条例について所要の改正を行うものです。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木 繁君） 住民課長。

○住民課長（加藤啓子君） 補足説明を申し上げます。

別紙参考資料に基づき、主な改正内容をご説明いたします。

まず、現行の条例では、令和元年度分及び令和2年度分の国民健康保険税のうち、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されているものが対象でありまして、減免を受けようとするときの申請書の提出期限を令和3年3月31日までとしておりました。

次に、改正後の条例では、減免の対象となる国民健康保険税を「令和元年度分及び令和2

年度分」から「令和3年度分」とし、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が設定されているものを対象としまして、減免を受けようとするときの申請書の提出期限は、令和4年3月31日までとなります。

施行日につきましては、公布の日からとなります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第21号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号、議案第23号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁君） 日程第31、議案第22号 那珂川町農村活性化施設条例の一部改正について、日程第32、議案第23号 那珂川町地域集会施設条例の一部改正について、以上2議案は関連がありますので、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第22号 那珂川町農村活性化施設条例の一部改正について、議案第23号 那珂川町地域集会施設条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

県営中山間地域総合整備事業において、施設の老朽化などの観点から、和見地内に整備してまいりました活性化施設が完成したことから、整備された施設につきまして、和見農村活性化施設として、農村活性化施設条例に追加するものであります。

また、新施設が整備されたことに伴い、これまでの地域集会施設の多目的集会施設和見集会所につきまして、和見農村活性化施設にその機能を移転させることとなったため、用途を廃止するものです。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） 議案第22号 那珂川町農村活性化施設条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

参考資料をご覧ください。

施設の概要につきましては、名称が、和見農村活性化施設。位置は、那珂川町和見1940番地17となります。構造は、木造、平家建て、延床面積は179.16平方メートルです。

追加の理由ですが、当該施設は、県営中山間地域総合整備事業において県が整備したもので、このたび完成し、町に移管となったことから、和見農村活性化施設として、条例第2条の表中、施設の名称及び位置を追加するものであります。

その他としまして、本施設につきましては、条例に追加後、和見行政区に貸し出す予定としております。

○議長（鈴木 繁君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小松重隆君） 議案第23号 那珂川町地域集会施設条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

参考資料をご覧ください。

今回、廃止となります地域集会施設の概要ですが、名称は、那珂川町地域集会施設（多目的集会施設和見集会所）。所在は、那珂川町和見2041番地1です。構造は、木造、平家建てで、延べ床面積は155.27平方メートル。建築年次は、昭和56年です。

廃止の理由ですが、当該施設は築40年が経過、老朽化しており、敷地は民地で賃借しております。これまで和見地区内で行われておりました大規模な屋内行事は、和見小学校を利用しておりましたが、廃校となって以降、手狭となっております。このたび中山間事業により新たな集会施設が建設となり、地域集会施設の機能を移転させることとなったため廃止するものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、川俣義雅議員。

○3番（川俣義雅君） どうでもいいようなことなんですけれども、今、生涯学習課長が提案したところ、一番最後の参考資料の題名なんですけれども、廃止する地域集会についてだから、集会施設ですよ。それだけです。

○議長（鈴木 繁君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小松重隆君） 大変申し訳ございません。参考資料の訂正をお願いします。

「将来につきましては廃止する地域集会施設について」に訂正をお願いいたします。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） ほかに質疑ありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第22号 那珂川町農村活性化施設条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号 那珂川町地域集会施設条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁君） 日程第33、議案第24号 那珂川町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第24号 那珂川町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

この条例は、地方自治法の一部改正により、条項が追加されたため、那珂川町水道事業の設置等に関する条例において、所要の改正を行うものです。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木 繁君） 上下水道課長。

○上下水道課長（益子泰浩君） 補足説明を申し上げます。

地方自治法の一部改正により、第243条の2として、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責に関する規定が追加されました。この追加により、改正前の第243条の2、職員の賠償責任に関する規定が、第243条の2の2として繰り下がりました。

これにより、那珂川町水道事業の設置等に関する条例第6条において、「第243条の2」を「第243条の2の2」に引用条項の整理を行うものであります。

附則については、施行期日を公布の日からと定めたものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第24号 那珂川町水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁君） 日程第34、議案第25号 令和3年度那珂川町一般会計補正予算（第1号）の議決についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第25号 令和3年度那珂川町一般会計補正予算の議決について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルスワクチン接種体制の充実を図るための事業費や低所得の子育て世帯への生活支援特別給付金事業費のほか、農村地域の安全を確保するための

農村地域防災減災事業費などを計上するものであります。

その補正額は9,100万円となり、補正後の予算総額は90億4,100万円となりました。

歳出予算の主なものを申し上げますと、第1は、農林水産業費で、特定防災ため池の長寿命化計画策定や水田麦・大豆産地生産向上事業費などに4,441万1,000円を計上しました。

第2は、衛生費で、新型コロナウイルスワクチン接種事業費などに3,273万1,000円を計上しました。

第3は、民生費で、子育て世帯生活支援特別給付金事業費などに1,241万8,000円を計上しました。

以上、歳出予算の主なものを申し上げましたが、これらに要する財源は、国県支出金、寄附金のほか繰越金を充てることといたしました。

以上、一般会計補正予算について、その大要を申し上げましたが、内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木 繁君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） 一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

補正予算書の8ページをご覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により歳入からご説明いたします。

15款国庫支出金、1項2目衛生費国庫負担金の補正額は602万2,000円の増で、新型コロナウイルスワクチン接種対策費は、ワクチン接種事業に係るものであります。

2項2目民生費国庫補助金の補正額は804万1,000円の増で、子育て世帯生活支援特別給付金事業費は、低所得の子育て世帯への生活支援特別給付金事業に係るもの。

3目衛生費国庫補助金の補正額は2,614万8,000円の増で、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費は、ワクチン接種事業に係るものであります。

16款県支出金、2項4目農林水産業費県補助金の補正額は3,891万1,000円の増で、水田麦・大豆産地生産性向上事業費1,541万1,000円は、水田における麦・大豆生産に対する団地化の推進や新たな営農技術の導入補助に係るもの。農村地域防災減災事業費2,350万円は、農業用ため池防災減災対策推進事業に係るものであります。

18款寄附金、1項4目教育費寄附金の補正額は20万円の増で、中学校費寄附金は、小川中学校への寄附金であります。

20款繰越金、1項1目繰越金の補正額は1,167万8,000円の増で、前年度繰越金でありま

す。

9 ページ、歳出に入ります。

3 款民生費、1 項 1 目社会福祉総務費の補正額は437万7,000円の増で、地域づくり推進事業費198万5,000円及び福祉諸費239万2,000円は、産休育休代替、退職者及び相談支援事務のための会計年度任用職員3名分の報酬、職員手当、旅費であります。

2 項 3 目児童措置費の補正額は804万1,000円の増で、子育て世帯生活支援特別給付金事業は、低所得の子育て世帯に対し、生活支援特別給付金を1人当たり5万円支給するための経費で、職員手当は時間外勤務手当、需用費、役務費は周知用チラシ等の発送費用など、委託料はシステム改修費、負担金、補助及び交付金は130名分の給付金であります。

4 款衛生費、1 項 1 目衛生総務費の補正額は56万1,000円の増で、衛生総務諸費は、健康運動指導士に係る会計年度任用職員1名分の報酬及び旅費であります。

2 目予防費の補正額は3,217万円の増で、新型コロナウイルスワクチン接種事業費は、看護師に係る会計年度任用職員1名分の報酬。職員手当は、会計年度任用職員の期末手当及び職員時間外勤務手当。

10ページに続きます。

共済費は、会計年度任用職員に係る社会保険料、報償費は、医師及び看護師に係るワクチン接種のための経費。需用費は、接種会場用消耗品のほか予診票印刷費。役務費は、接種クーポン券の郵送費。委託料は、ワクチン接種に係る人材派遣委託料。備品購入費は、空気清浄機及び救急用担架などの購入費であります。

5 款農林水産業費、1 項 3 目農業振興費の補正額は1,541万1,000円の増で、農業振興諸費は、水田麦・大豆産地生産性向上事業における先進的な営農技術の導入や生産効率化に向けた機械・施設の導入等に対する補助金。

4 目畜産費の補正額は50万円の増で、畜産振興事業費は、豚熱・鳥インフルエンザ対策として配付する消石灰の費用を計上するもの。

5 目農地費の補正額は2,850万円の増で、町単農村振興事業費50万円は、久那瀬地内の揚水ポンプ更新に係る補助金、農地諸費2,800万円は、特定防災ため池の長寿命化計画策定業務の委託料を計上いたしました。

9 款教育費、1 項 2 目事務局費の補正額は124万円の増で、事務局費は、産休育休代替のための会計年度任用職員1名分の報酬、職員手当、旅費であります。

11ページに入ります。

3項1目学校管理費の補正額は20万円の増で、小川中学校費は、寄附金の受入れに伴う図書購入費であります。

12ページ以降は、今回の補正に係る給与費明細書でありますので、ご覧いただきたいと思
います。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで途中となりますが、休憩をいたします。

再開は午後1時10分といたします。

休憩 午前 11時58分

再開 午後 1時10分

○議長（鈴木 繁君） 再開いたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、阿久津武之議員。

ここで休憩いたします。

休憩 午後 1時10分

再開 午後 1時11分

○議長（鈴木 繁君） 再開いたします。

10番、阿久津武之議員。

○10番（阿久津武之君） 1点について質問したいと思います。

10ページの農業振興諸費の中で、恐らく県からの1,541万1,000円、麦とか大豆と関係で入っていると思うんですが、それがそのまま10ページになりますと、負担金、補助及び交付金で出ているんですが、その内容等について詳しくお示ししていただきたいと思
います。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

この事業につきましては、水田麦・大豆産地生産性向上事業でございまして、今回生産性の向上に向けた先進的な機械等の導入に対しまして補助をするところでございます。

那珂川町の3農家から申請がございまして、コンバイン、また大豆の選別機、乾燥機等の導入に要する費用につきまして補償するものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木 繁君） 阿久津武之議員。

○10番（阿久津武之君） そうすると、3農家から申請があったんですが、3農家というのかな、それによって区分して補助金を出したのか、そこら辺をよろしく願いたいと思います。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） 今回補正予算で計上させていただきまして、一応その導入に関わります見積書等をいただいておりますので、その額で予算措置をさせていただいているところです。県から支給を受けて町、また再生協議会を經由しまして農家のほうに補助をするというような仕組みでございます。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 阿久津武之議員。

○10番（阿久津武之君） そうすると、この農機具だと思うんですが、農機具だと補助率というのがあると思うんですよ。そうすると、その中で補助率というのは何%ぐらいで支出しているのかなと思い、質問します。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） 事業費、かかった経費の2分の1というところで補助率となっております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） ほかに質疑はありませんか。

3番、川俣義雅議員。

○3番（川俣義雅君） 9ページから10ページにかけてなんですけれども、衛生費の中の予防費の3節職員手当等というのは、これはコロナワクチン接種に関わって、土曜日とか日曜日とかそういう時間外の出勤ということがかなり続くと思うんですが、そういう業務に当たら

れる職員さんたちの手当ということで理解してよろしいのでしょうか。

それから、次の10ページの12節委託料なんですけど、これは人材派遣委託料ということで先ほど説明がありましたけれども、これは医者とか看護師さんたちを派遣してもらうというそういうことで委託料というのがあるのでしょうか。どこに委託するのか、教えていただきたいと思います。

それから、その上の7節の報償費というのは、これは具体的にはどういうことを指すのでしょうか。

以上、お願いします。

○議長（鈴木 繁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫君） ただいまのご質問にお答えいたします。

初めに、職員手当等ですが、こちらは川俣議員おっしゃるとおり、日曜日に職員が出勤した分、そのほか健康増進係でワクチン業務に携わった職員が時間外にやった部分、そういった部分をこの職員手当から出すという形になっております。

それから、2番目の12節委託料ですが、こちらは、医師等の派遣ではございませんで、接種会場の事務ですとか人員の誘導ですとか、そういったことをやってもらえる方を人材派遣会社に頼みまして、そこで週に3回とか派遣していただくということで、その費用が主なものでございます。そのほかつけ加えますと、医療機関に対して医師を派遣してもらうことで、医療機関に支払う委託料も入っております。それから、町外の医療機関で接種をされました方の接種費用、そちらの費用も入ってございます。

それから、最後に、報償費の関係ですが、報償費につきましては、医師に支払う部分、それから看護師の方に支払う部分、それから在宅の保健師の方にもお願いしておりますので、保健師の方に支払われる部分、そういったものでございます。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

○3番（川俣義雅君） そうすると、その12の委託料というのは、会場のお手伝いとか誘導等の、私はその役場の職員さんがされているのかなと思ったんですけども、それ以外にも専門でやってくれる方をお願いしたということですね。

それで、委託先というのは、どういうところですか。先ほどお答えありましたか、委託先。

○議長（鈴木 繁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫君） 人材派遣につきましては、委託先は県内の近隣の人材派遣会社、そちらのほうにお願いして派遣していただくという考えでございます。実績のある会社

のほうでお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

○3番（川俣義雅君） これからお願いするという事のようなお話だったと思うんですけども、ワクチン接種はもうずっと始まっていますけれども、今まではそういう方はいらっしゃらなかった。これからお願いしようという事ということなんですか。

○議長（鈴木 繁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫君） 今までは職員だけで、職員中心でやっていましたが、これから健康福祉課の業務で、例えば健康診断ですとかそういった業務も始まっているということで、ほかの業務も多忙になってくる形ですので、職員の負担が非常に大きくなるということで、その負担を軽減するために、人材派遣のほうでお願いしたいと考えております。

○議長（鈴木 繁君） ほかに質疑はありませんか。

5番、小川正典議員。

○5番（小川正典君） それでは、9ページ、民生費、児童措置費の中で、子育て世帯生活支援特別給付金事業と、804万1,000円というふうにございます。それで補助金交付金が650万円と。この世帯というのは子育て世帯全員なのか、対象はどんな対象になるのか、その辺をご説明いただきたいと思います。

○議長（鈴木 繁君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（板橋文子君） 今回の子育て世帯生活支援特別給付金は、令和3年1月以降の収入額を対象としまして、家計急変者といまして、コロナウイルスによって家計が急変、要するに所得が下がってしまった方が対象となります。対象が令和3年1月以降任意の1か月分の収入額を基に、住民税非課税世帯、それから非課税世帯同等の世帯が対象となりまして、こちらで今回補正で上げさせていただきましたのは68世帯分です。

それから、子供の68が住民税非課税世帯ですので、それプラスそれに併せて今回の急変家計世帯を上乗せいたしまして130件分の世帯ということで予算を計上させていただいております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） ほかに質疑ありませんか。

7番、益子明美議員。

○7番（益子明美君） 1点だけ伺います。

歳出の9ページ、3款1項1目社会福祉総務費、会計年度任用職員の報酬手当等とご説明ありましたが、この地域づくり推進事業費というふうに事業費名で出ているのは、説明のところはですね、どうしてなのかなということが1点と、このコロナワクチンの接種関係でお忙しいところ、健康福祉課で退職された方や休んでおられる方がいらっしゃいますけれども、そういった部分への会計年度任用職員が配置されたというふうに理解していいのか、お伺いいたします。

○議長（鈴木 繁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫君） それでは、議員のご質問にお答えします。

地域づくり推進事業費につきましては、もともとは社会福祉士を1名採用する予定だったんですが、ちょっと採用がかなわなかったというところで、その分の代わりに働いてもらえる職員を採用した部分ですので、事業名がついている形になっております。

それから、福祉諸費ですが、こちらは採用に退職された職員がいるということで、その職員の分を会計年度任用職員で賄っていかうということで、補正で予算いたしました。こちらはまだこれから採用ということで、現在は、採用のほうはこれからちょっと考えていくというか、人選していく予定であります。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） ほかに質疑ありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

3番、川俣義雅議員。

○3番（川俣義雅君） 先ほど阿久津議員が質問したところなんですけれども、農業振興諸費ということで1,541万1,000円計上されています。その中身が説明を聞いて私は驚きました。3件の農家の方から補助金を出してもらえないかということで申請があったと。それに基づいてこういうお金を県から出してもらって、それを充てるというふうなことだと思いますけれども、これは私が一貫して反対してきているスマート農業、あれと全く同じような構図だと思います。麦を作っている農家の方とか大豆を一生懸命作っている農家の方、たくさんいらっしゃると思います。そういう方の力になるようなそういう事業ではなくて、本当にごく

僅かな恐らく大規模にやっている方だと思うんですけども、そういう方だけにいく補助、予算の使い方というのは、全くおかしいと私は思います。やっぱり町がやる事業ですから、農業をやっている方がこういう作り方をすれば、もっと収入が、収量が上がるとかそういう研究をすとか、多くの人に役立つそういうものに私は使うべきだということで、こういう本当に一部の人たちだけが恩恵を受けるようなそういう予算の使い方は間違っているということで、私は反対したいと思います。

○議長（鈴木 繁君） 続いて、本案に対する賛成討論を許します。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第25号 令和3年度那珂川町一般会計補正予算（第1号）の議決については、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（鈴木 繁君） 起立多数と認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁君） 日程第35、議案第26号 那珂川町馬頭総合福祉センター改修工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第26号 那珂川町馬頭総合福祉センター改修工事請負契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

本工事の契約方法は一般競争入札とし、5月14日に開札を行いました。その結果、鈴木建設株式会社が2億4,420万円で落札いたしました。

次に、工事の内容であります。本工事は、昨年度に補正予算の議決をいただき、繰越事業として、老朽化した屋根や空調設備を改修するとともに、福祉事業において3密を解消す

るスペースを確保するための改修工事を実施するものです。

地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木 繁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫君） 補足説明を申し上げます。

お手元の議案第26号をご覧ください。

契約の締結内容は、契約の目的、那珂川町馬頭総合福祉センター改修工事。契約の方法、一般競争入札。契約金額2億4,420万円。契約の相手方、栃木県那須郡那珂川町富山178番地、鈴木建設株式会社、代表取締役、鈴木雅仁です。

参考資料をご覧ください。

入札の経過ですが、4月8日に入札公告を行い、4月30日を締切日として入札参加申請を受け付けました。その後、5月13日を提出期限として郵便入札方式により入札を実施し、入札参加者2社の立会いの下、5月14日に開札を行いました。開札結果は、5、入札参加業者及び入札書記載金額のとおりであり、最低入札者を落札候補者として資格書類の審査を行い、5月18日に鈴木建設株式会社を落札者と決定いたしました。

なお、本入札の予定価格は2億2,479万円であり、落札率は98.76%でした。

仮契約につきましては、落札通知の翌日から7日間以内に当たる5月27日に締結いたしました。

次のページをご覧ください。

契約について説明します。

契約金額の内訳は、入札書記載金額2億2,200万円に消費税相当額2,220万円を加えた2億4,420万円が落札価格となり、契約書記載金額となります。

工事箇所は、那須郡那珂川町馬頭560番地1です。

工事概要は、改修建物が、鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、平家建、3,208平方メートルで、建築工事一式、電気設備工事一式、機械設備工事一式を行うものです。

工期は、着手日を議会の議決の日から3日を経過した日とし、完成日を令和4年1月3日といたしました。

以上で補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第26号 那珂川町馬頭総合福祉センター改修工事請負契約の締結については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁君） 日程第36、議案第27号 馬頭中学校校舎改修工事（A棟）第Ⅱ期請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第27号 馬頭中学校校舎改修工事（A棟）第Ⅱ期請負契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

本工事の契約方法は、一般競争入札とし、5月14日に開札を行いました。その結果、川崎工業株式会社が9,020万円で落札いたしました。

次に、工事の内容であります。本工事は、昨年度に補正予算の議決をいただき、繰越事業として老朽化した教育施設の整備を目的に校舎の改修工事を実施するものです。

地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木 繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（藤浪京子君） 補足説明を申し上げます。

お手元の議案第27号をご覧ください。

契約の締結内容は、契約の目的、馬頭中学校校舎改修工事（A棟）第Ⅱ期。契約の方法、一般競争入札。契約金額9,020万円。契約の相手方、栃木県那須郡那珂川町馬頭422番地、川崎工業株式会社、代表取締役、柳田 康です。

参考資料をご覧ください。

入札の経過ですが、4月8日に入札公告を行い、4月30日を締切日として入札参加申請を受け付けました。その後、5月13日を提出期限として、郵便入札により実施し、入札参加者2社の立会いの下5月14日に開札を行いました。開札結果は、入札経過書一覧のとおりであり、最低入札者を落札候補者として資格書類の審査を行い、5月19日に川崎工業株式会社を落札者と決定いたしました。

なお、本入札の予定価格は8,299万円であり、落札率は98.81%でした。

仮契約につきましては、落札通知の翌日から7日間以内に当たる5月25日に締結いたしました。

次のページをご覧ください。

次に、契約について説明いたします。

契約金額の内訳は、入札書記載金額8,200万円に消費税相当額820万円を加えた9,020万円が落札価格となり、契約書記載金額となります。

工事箇所は、那須郡那珂川町馬頭2558番地10です。

工事概要は、改修建物、A棟、鉄筋コンクリート造、3階建て、1,700平方メートルで、建築工事一式、電気設備工事一式、機械設備工事一式を行うものです。

工期は、着手日を議会の議決の日から3日を経過した日とし、完成日を令和3年12月10日といたしました。

以上で補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第27号 馬頭中学校校舎改修工事（A棟）第Ⅱ期請負契約の締結については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁君） 日程第37、議案第28号 小川中学校校舎改修工事（特別教室棟）請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第28号 小川中学校校舎改修工事（特別教室棟）請負契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

本工事の契約方法は、一般競争入札とし、5月14日に開札を行いました。その結果、富士越建設株式会社が1億1,550万円で落札いたしました。

次に、工事の内容であります。本工事は、昨年度に補正予算の議決をいただき、繰越事業として老朽化した教育施設の整備を目的に校舎の改修工事を実施するものです。

地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木 繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（藤浪京子君） 補足説明を申し上げます。

お手元の議案第28号をご覧ください。

契約の締結内容は、契約の目的、小川中学校校舎改修工事(特別教室棟)。契約の方法、一般競争入札。契約金額1億1,550万円。契約の相手方、栃木県那須郡那珂川町小川2762番地、富士越建設株式会社、代表取締役、越井史人です。

参考資料をご覧ください。

入札の経過ですが、4月8日に入札公告を行い、4月30日を締切日として入札参加申請を受け付けしました。その後、5月13日を提出期限として、郵便入札により実施し、入札参加者2社の立会いの下5月14日に開札を行いました。開札結果は、入札経過書一覧のとおりであり、最低入札者を落札候補者として資格書類の審査を行い、5月19日に富士越建設株式会社を落札者と決定いたしました。

なお、本入札の予定価格は1億750万円であり、落札率は97.67%でした。

仮契約につきましては、落札通知の翌日から7日間以内に当たる5月25日に締結いたしました。

次のページをご覧ください。

次に、契約について説明します。

契約金額の内訳は、入札書記載金額1億500万円に消費税相当額1,050万円を加えた1億1,550万円が落札価格となり、契約書記載金額となります。

工事箇所は、那須郡那珂川町小川3033番地です。

工事概要は、改修建物、特別教室棟、鉄筋コンクリート造、3階建て、1,413平方メートルで、建築工事一式、電気設備工事一式、機械設備工事一式を行うものです。

工期は、着手日を議会の議決の日から3日を経過した日とし、完成日を令和3年12月10日といたしました。

以上で補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第28号 小川中学校校舎改修工事（特別教室棟）請負契約の締結については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁君） 日程第38、議案第29号 那珂川町民プール新築工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第29号 那珂川町民プール新築工事請負契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

本工事の契約方法は、一般競争入札とし、5月14日に開札を行いました。その結果、矢板市の株式会社浜屋組を代表構成員とし、那須烏山市の株式会社平野建設を構成員とする浜屋・平野特定建設工事共同企業体が7億7,797万1,700円で落札いたしました。

次に、工事の内容であります。本工事は町民プールの老朽化に伴い、屋内温水プールのほか、トレーニングジムやスタジオを備えた複合的な体育施設を新たに建設するものです。

地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木 繁君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小松重隆君） 補足説明を申し上げます。

お手元の議案第29号をご覧ください。

契約の締結内容は、契約の目的、那珂川町民プール新築工事。契約の方法、一般競争入札。契約金額 7 億 7,797 万 1,700 円。契約の相手方、栃木県矢板市本町 12 番 6 号、浜屋・平野特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社浜屋組、代表取締役社長、岩見高士です。

次に、参考資料の入札経過書をご覧ください。

入札の経過ですが、4 月 8 日に入札公告を行い、4 月 30 日を締切日として入札参加申請を受け付けました。その後、5 月 13 日を提出期限として、郵便入札方式により入札を実施し、入札参加者 2 社の立会いの下、5 月 14 日に開札を行いました。開札結果は、入札経過書一覧のとおりであり、最低入札者を落札候補者として資格書類の審査を行い、5 月 19 日に浜屋・平野特定建設工事共同企業体を落札者と決定いたしました。

なお、本入札の予定価格は 8 億 8,179 万円であり、落札率は 80.21% でした。

仮契約につきましては、落札通知の翌日から 7 日間以内に当たる 5 月 28 日に締結いたしました。

次のページをご覧ください。

次に、契約について説明いたします。

契約金額の内訳は、入札書記載金額 7 億 724 万 7,000 円に消費税相当額 7,072 万 4,700 円を加えた 7 億 7,797 万 1,700 円が落札価格となり、契約書記載金額となります。

工事箇所は、那須郡那珂川町小川 1243 番地 2 ほかです。

工事概要は、新築建物、鉄骨造り、地上 1 階建て、建築面積 1,618.21 平方メートル、延床面積 1,584.21 平方メートルで、建築工事一式、電気設備工事一式、機械設備工事一式を行うものです。

工期は、着手日を議会の議決の日から 3 日を経過した日とし、完成日を令和 4 年 3 月 25 日といたしました。

以上で補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、川俣義雅議員。

○3番（川俣義雅君） これ、4つ目の工事のことが報告されていますけれども、福祉センター、馬中、小川中との落札率が98、98、97なんですね。この町民プールについては80ということで、極めて大きな差があるというふうに思われます。それで、差があってももちろんそれは構わないわけですが、最初の3つについては、かなり細かく、差が余り大きくないわけですよ。小さいわけですね。これはずっと並んでいると。ところが、4つ目で町民プールについては、かなりの開きがあるということで、この町の業者が関係したものが、1つ、2つ、3つ目と。町の業者じゃ手に負えないというそういう町民プールについては、そういうものについては、かなり業者によって大きな開きがあると。何かここに考えられるようなことというのは、あるのでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 副町長。

○副町長（内田浩二君） それでは、私のほうからお答えします。

今回の入札については、いずれにしても一般競争ということで、まさに結果から申し上げますと、このプール新築工事については、かなり競争の原理が働いていたという形になるかと思えます。

この辺の落札率というのは、やはり参加者のほうも工事の採算性というか、それを考えて積算等します。なおかつ競争者の状況なんかもある程度想定して、この件については、恐らくどうしても取りたいというところで、ぎりぎりの線で入札されたかなということで、それ以上の内容的にはちょっと分かりませんので、状況としてはまさにかなり競争性が働いたということかと思えます。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） ほかに質疑はありませんか。

7番、益子明美議員。

○7番（益子明美君） 3月の一般質問の中で、最低制限価格の公表を検討するというふうにおっしゃっていたので、新しい年度になって最低制限価格を公表しているかどうかちょっと分かりませんが、この工事の最低制限価格は、この場ではおっしゃられるかどうかちょっと分かんないんですが、聞きたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 総務課長。

○総務課長（岩村房行君） 町民プール新築工事の最低制限価格ですけれども、税抜きで7億

724万7,000円でございます。

○議長（鈴木 繁君） 益子明美議員。

○7番（益子明美君） 7億724万7,000円というふうに言われましたか。これ、入札価格ぴったりですね。最低制限価格ぴったりに入札価格がなっているんですけども、この場合、調査というふうな方法は取らなかったのかどうか、伺います。

○議長（鈴木 繁君） 副町長。

○副町長（内田浩二君） この件につきましては、今、益子議員言われたように、本来であれば、低入札制度というものを運用していれば、法定価格というか、最低制限価格ぎりぎりのものについては、執行に当たって体制が取れるだとか、細かい調査を入れる状況であったかと思えます。ただ3月議会でも申し上げましたように、町のほうで低入札調査価格制度、これの運用ができておりません。というのは、かなりの手間というか、労力とその辺の体制を十分整えないと運用ができないということで、これまで町のほうではやってございませんで、今後速やかにやろうということで、今回も若干少し考えはしたんですが、ちょっと準備期間が取れなくて、その制度の適用はしてございません。

それと、なおかつ最低制限価格については、3月議会でも今後ほかの自治体とかそういう状況を見ながら検討するというので申し上げましたが、これについても今のところ、町としては公表しておりません。全国的な自治体の中でも最低制限価格の公表については、どちらかという、やはりあらかじめ価格が分かってしまうということで、公表しないとしている自治体もかなり多いものですから、そういった状況で今回公表はしてございません。

なぜぴったりで入札できるのかというところの疑問につきましては、実をいいますと、最低制限価格、これについては、計算式ですね、工事の内訳が分かれば、その計算式に当てはめると、どの会社があっても同じ価格が出てきます。ただ、工事内訳は各社によって積算の仕方は若干異なりますけれども、今現在建築とか土木の一般的な工事については、積算の基準が公表されていますので、それに着実に基づいて積算しますと、同じ額で恐らく積算ができる形になります。ということで、今回の落札した会社については、その計算式に基づいて、必ず取りたいという下に最低制限価格ぴったりで入札されたのかなと判断をしております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 益子明美議員。

○7番（益子明美君） ぜひ低入札価格調査制度は導入しないといけないと思います。最新の

計算式に当て込むと、最低制限価格ぴったりに入札価格になるということもあり得るかもしれませんが、いろんな意味で、こういった低入札調査、低入札価格に関しては調査をしないといけないというふうに思います。

今回は事後ということで最低制限価格を今言われましたけれども、この落札業者に決定した中で、十分その低入札価格にならないかというあたりをどの部分で判断をされたのかというのは、そういった制度はないにしても判断されたのかなというところがあれば、お知らせいただきたいと思います。

○議長（鈴木 繁君） 副町長。

○副町長（内田浩二君） これにつきましては、先ほども申し上げましたように、低入札制度の価格設定というか、そういうものをやればぎりぎりのところに、範囲に入る可能性が十分あったわけですが、現時点で公告自体の最低制限価格を適用しますということと、あと、入札参加要件の中で、入り口の条件というか、まずは、建築代表の企業については、県で言うところのS A、一番上のクラスの格付を持っている会社が必ず代表を務めると。その中でもう一方の構成会社としては、地元の会社を使うということで那須烏山市及び本町が構成員になることという要件をつけてございまして、工事の実績、前に申し上げましたように、業者格付の一番上のクラスでして、類似工事、プールはないにしても建築、それから外構、そういったものを含めて、設備も含めて、ある程度実績のあるという実績の調書もつけさせてもらって、出していただいておりますので、そういう中で恐らくその会社においてそういう遂行が十分できるということで最終的には決定をしております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） ほかに質疑はありませんか。

4番、益子純恵議員。

○4番（益子純恵君） 今いろいろな答弁をいただいたところなんですけれども、予定の価格よりはかなり競争の原理がしっかりと働いて入札がされたということで、私は競争の原理がしっかりと働くというのは、その入札においては本来の目的であると思いますし、取りたい業者が取るというのは、一般競争入札では当たり前のことかなとは思いますが、私はちょっと別な観点で、かなり金額を下げた形での入札になっておりますので、やはり町民プールに関しましては、町民の皆様方が健康増進のために使うということでしっかりとS Aランクの業者さんが落札してくださったということでございますけれども、品質の担保というところでそういったところは町として今後工事を執行していく中で、そういったところを

十分しっかりと品質を担保していただけるというところについて指導していただきたいなと思いますけれども、そのことについてはいかがでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 副町長。

○副町長（内田浩二君） それに関しましては、今益子議員言われたように品質の確保という意味で、まず一つは、これは法律に基づくんですけれども、建築工事の場合、管理技術者というところをつけて管理、調査業務委託とかそういうものを併せて、要は設計の視点で設計どおりに現場ができているかというところをしっかりと見てもらう業務を一つ出します。これは法律に基づきますので。もう一方で、発注者として監督、ここの部分が重要になるかと思えます。そういう中で、どうしても町の中では、専門的な部分で、若干十分とは言えない部分もございますので、そういった部分については、県等の助言等もいただきながら、少し補足しながら、品質確保に向けて執行してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 益子純恵議員。

○4番（益子純恵君） 町民の皆様にとりましては、本当に額も大きい事業となっておりますので、ぜひ町だけではなく、今県の助言もということもございましたので、安く抑えたからどこかで抜くということが、しっかり実績のある業者さんですので、ないかと思えますけれども、町としてそういうところをしっかりと監督できる体制を取っていただきたいと思えます。要望です。

○議長（鈴木 繁君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第29号 那珂川町民プール新築工事請負契約の締結については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁君） 日程第39、発委第1号 那珂川町議会会議規則の一部改正についてを議題とします。

提案理由の趣旨説明を求めます。

議会運営委員長。

[議会運営委員長 阿久津武之君登壇]

○議会運営委員長（阿久津武之君） ただいま上程されました発委第1号 那珂川町議会会議規則の一部改正について提案の趣旨説明を申し上げます。

令和3年2月に町村議会の運営基準となる「標準」町村議会会議規則が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

規則第2条の改正の内容は、議員の活動と家庭生活との両立支援策や男女の議員が活躍しやすい環境整備として、第1項において、育児、介護など議会への欠席事由を整備するとともに、第2項において、出産に係る産前・産後の欠席期間を規定するものであります。

また、規則第89条の改正の内容は、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続について、請願者に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改めるものであります。

議員各位の賛同を賜り、議決くださるようお願い申し上げます、提案の趣旨説明といたします。

○議長（鈴木 繁君） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

発委第1号 那珂川町議会会議規則の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（鈴木 繁君） 以上で、今期定例会の会議に付されました事件は全て終了しました。

会議を閉じます。

これにて、令和3年第3回那珂川町議会定例会を閉会します。

ご起立願います。

礼。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時11分